

信州大学医学部附属病院臨床研修指導者細則

(目的)

第1条 この細則は、信州大学医学部附属病院臨床研修運営内規（以下「運用内規」という）第17条第2項に基づき、臨床研修における指導者の定義及び役割について定める。

(定義)

第2条 信州大学医学部附属病院（以下「本院」という）の指導者は、本院看護部、薬剤部、臨床検査部、放射線部、輸血部、リハビリテーション部、医療情報部、臨床工学部、臨床栄養部等の各診療施設及び事務部において、十分な経験を有している責任者又は担当者とする。

2 指導者は、病院長が委嘱する。

(役割)

第3条 指導者は、厚生労働省の定める臨床研修制度の基本理念及び到達目標を理解し、かつ本院の臨床研修の理念及び各分野の研修目標を理解したうえで、指導を行う。

2 研修医が医師としての基本的な臨床能力を身につけ、生涯にわたり継続的に自己研鑽に励めるように、研修医自身の自発的な行動変容を促し、援助しなければならない。

3 指導者は、担当する研修分野において、研修期間を終了した時点で速やかに評価を行うものとする。

4 指導者は、研修医が臨床研修継続に支障をきたすような状態又は可能性があるかと判断した場合には、その旨を指導医に報告するものとする。

(支援体制)

第4条 本院は、指導者に対し、次の各号に掲げる必要な支援を行うものとする。

一 指導に必要と認められる研修会等への参加を奨励し援助する。

二 指導者が、何らかの事情により指導を行えなくなったときには、当該指導者の所属長と連絡をとり、適切な支援援助（精神的支援も含む）を行う。

附 則

この細則は、平成29年11月3日から施行する。